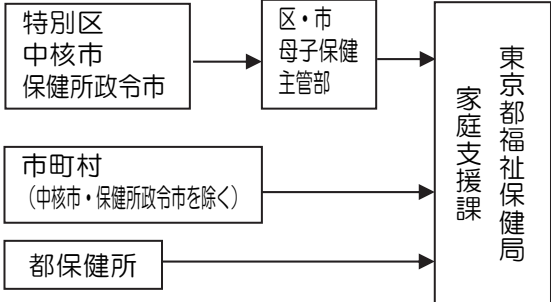
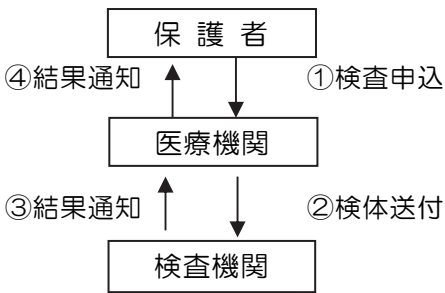


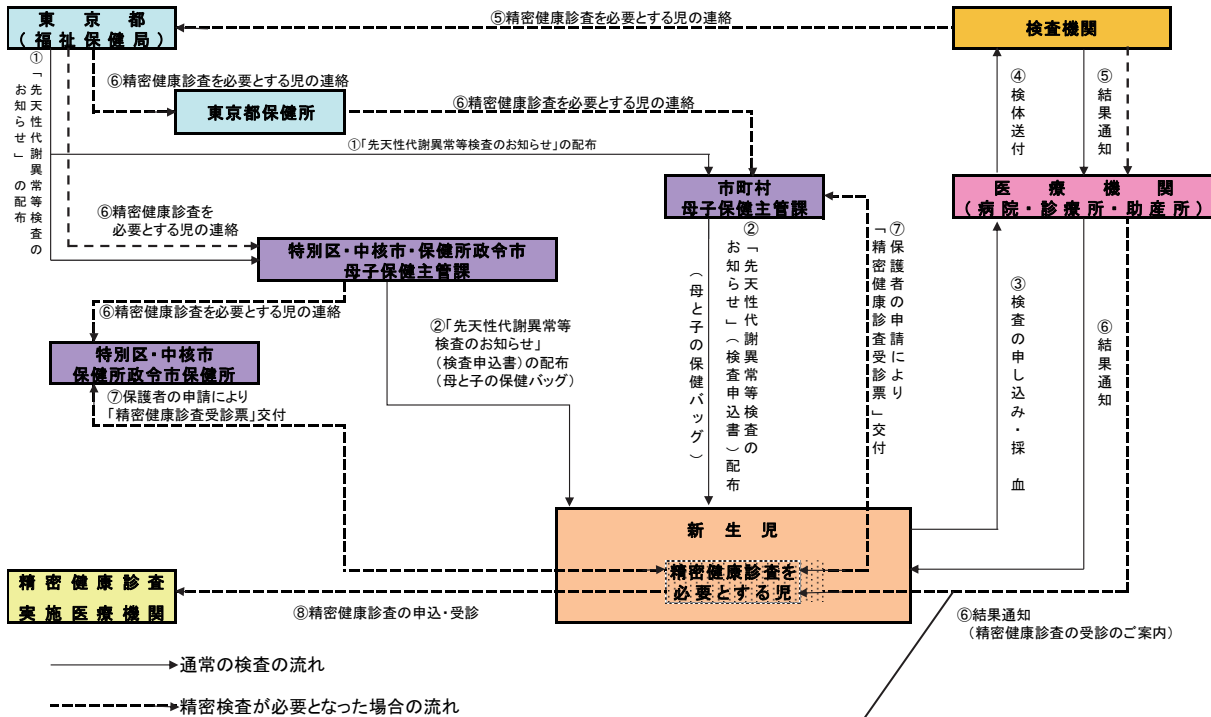
# 東京都母子保健事業各論

1	東京都母子保健運営協議会 母子保健事業評価部会	事業 開始	平成9年度
	<p>1 東京都母子保健運営協議会</p> <p>(1) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都における母子保健施策のあり方</li> <li>・その他局長が必要と認める事項</li> </ul> <p>(2) 委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者 10名以内</li> <li>・関係団体の代表者 5名以内</li> <li>・関係行政機関の職員 10名以内</li> </ul> <p>(3) 設置時期 平成9年7月</p> <p>2 母子保健事業評価部会</p> <p>(1) 部会の設置 専門的な分野に関する課題については、必要に応じて作業班を設置して検討する。</p> <p>(2) 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村の母子保健事業実施状況に係る事項</li> <li>・母子保健情報の解析・評価及び提供に係る事項</li> <li>・その他福祉保健局長が必要と認める事項</li> </ul> <p>(3) 委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者及び関係団体の代表等 3名以内</li> <li>・関係行政機関の職員等 12名以内</li> </ul> <p>(4) 設置時期 平成9年11月</p> <p>(5) その他 評価部会に作業班を設置することができる。</p> <p>&lt;作業班&gt; 新生児聴覚検査連絡協議会の設置</p> <p>ア 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児聴覚検査の実施状況</li> <li>・各機関の連携体制及び課題</li> <li>・その他連絡協議会が必要と定める事</li> </ul> <p>イ 委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体の代表 10名以内</li> <li>・関係行政機関の職員 10名以内</li> </ul> <p>ウ 設置時期 令和3年1月</p>		<p>【主な内容】</p> <p>○東京都母子保健運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都における母子保健事業全般の動向</li> <li>・母子保健事業評価部会報告</li> </ul> <p>○母子保健事業評価部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「母子保健事業報告」について分析、評価</li> <li>・「母子保健情報一覧」「東京の母子保健」等の都作成物の改訂について</li> <li>・その他、母子保健事業実施状況に係る解析・評価及び提供について</li> </ul> <p>○新生児聴覚検査連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児聴覚検査の実施状況と東京都の取組</li> </ul> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第5条（国及び地方公共団体の責務）</li> <li>・母子保健施策の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成8年11月20日付児発第933号）</li> <li>・東京都母子保健運営協議会設置要綱（平成9年7月14日付9衛健母第493号） &lt;最終改正 平成22年3月31日付21福保子家第1381号&gt;</li> <li>・母子保健事業評価部会設置要綱（平成9年11月11日付9衛健母第1046号） &lt;最終改正 平成22年4月1日付21福保子家第1385号&gt;</li> <li>・新生児聴覚検査連絡協議会設置要領（令和3年1月14日付2福保子家第1452号）</li> </ul>

2	母子保健事業報告	事業開始	平成8年度
<p>1 概要</p> <p>区市町村及び都保健所における母子保健事業の実績を把握し、評価を行い、今後の母子保健事業の推進のための資料とする。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 母子保健事業実績の収集及び集計</p> <p>区市町村及び都保健所における母子保健事業の実績について、収集し、集計を行う。</p> <p>(2) 集計結果の評価等</p> <p>母子保健事業評価部会を年1～2回程度開催し、母子保健事業報告の集計結果について評価を行い、母子保健事業報告年報を作成する。</p> <p>(3) 収集の流れ</p>  <pre> graph LR     A[特別区 中核市 保健所政令市] --&gt; B[区・市 母子保健 主管部]     C[市町村 (中核市・保健所政令市を除く)] --&gt; D[東京都福祉保健局 家庭支援課]     E[都保健所] --&gt; D     B --&gt; D     </pre> <p>中核市・保健所政令市を除く市町村は家庭支援課に直接報告する。</p>			<p>【経緯】</p> <p>平成9年4月母子保健事業が市町村へ移管されることを考慮し、母子保健に関する情報の収集及び集計・解析について新たな方向性を検討した結果、「母子保健事業情報システム」を構築することとし、東京都母子保健サービスセンターで、平成8年度から平成11年度まで実施。</p> <p>「母子保健事業報告年報 平成10年版(平成9年度統計)」として発行して以来、毎年度作成している。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区 「保健衛生業務事業に係る都区間協定書」「保健衛生関係情報等の管理に関する要綱」</li> <li>・市町村 各市町村が策定した東京都市町村母子保健事業の実施要綱</li> <li>・八王子市 「保健衛生事務事業に係る東京都・八王子市協定書」 「保健衛生関係情報等の管理に関する要綱」</li> <li>・町田市 「保健衛生事務事業に係る東京都・町田市協定書」 「保健衛生関係情報等の管理に関する要綱」</li> <li>・都保健所 実績報告として実施</li> </ul>

<p>3</p>	<p>先天性代謝異常等検査</p>	<p>事業開始                  昭和52年度 先天性代謝異常                  昭和54年度 先天性甲状腺機能低下症                  昭和63年度 先天性副腎過形成症                  平成24年度 タンデムマス法</p>
<p>1 目的                  心身の発達を妨げる原因となる先天性代謝異常等の早期発見のため、新生児に対して血液検査を行う。</p> <p>2 実施主体                  東京都</p> <p>3 対象疾病                  ①フェニルケトン尿症                  ②メープルシロップ尿症（楓糖尿症）                  ③ホモシスチン尿症                  ④シトルリン血症1型                  ⑤アルギニノコハク酸尿症                  ⑥メチルマロン酸血症                  ⑦プロピオン酸血症                  ⑧イソ吉草酸血症                  ⑨メチルクロトニルグリシン尿症                  ⑩ヒドロキシメチルグルタル酸血症（HMG血症）                  ⑪複合カルボキシラーゼ欠損症                  ⑫グルタル酸血症1型                  ⑬中鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症（MCAD欠損症）                  ⑭極長鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症（VLCAD欠損症）                  ⑮三頭酵素/長鎖3-ヒドロキシアシル CoA 脱水素酵素欠損症（TFP/LCHAD欠損症）                  ⑯カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-1欠損症（CPT-1欠損症）                  ⑰カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ-2欠損症（CPT-2欠損症）                  ⑱ガラクトース血症                  ⑲先天性甲状腺機能低下症（クレチン症）                  ⑳先天性副腎過形成症</p> <p>4 検査の流れ</p>  <p>公益財団法人東京都予防医学協会に委託</p>		<p>5 公費負担の範囲                  検査料：公費負担（都道府県、政令指定都市）                  採血料、指導管理料等：実費負担（保護者）</p> <p>6 里帰り出産等の取扱い                  ①都民が都外で出産する場合                  検査料は、里帰り先の道府県及び政令指定都市が負担する。詳細は、里帰り先の道府県及び政令指定都市に確認をしてもらう。                  ②都外住民が都内で出産する場合                  検査料は、東京都が負担する。申込方法は都民と同様で、病院等に配布してある申込用紙を提出して検査を受ける。                  ※ 申込用紙は、医療機関に対しては公益財団法人東京都予防医学協会が配布する。                  （電話 03-3269-1134）</p> <p>7 精度管理                  検査体制の質を担保するために、都は検査の精度管理を行っている。</p> <p>【経緯】                  平成13年度 国庫補助金の一般財源化                  平成16年度 精度管理の国庫補助廃止                  （一般財源化はされていない。）                  平成23年3月31日付で、国通知「先天性代謝異常の新しい検査法（タンデムマス法）について」により、タンデムマス法の導入について積極的に検討する等適切に対応するよう各都道府県・指定都市宛てに通知</p> <p>【根拠法令等】                  ・母子保健法第5条、第13条                  ・東京都先天性代謝異常等検査実施要綱（昭和53年1月23日付50衛公母発第538号）                  &lt;最終改正 平成31年2月5日付30福保子家第1503号&gt;</p>

【先天性代謝異常等検査の流れ】



医療機関から保護者に対して検査結果を伝える際に先天性代謝異常等検査報告書（東京都先天性代謝異常等検査実施要綱様式3）を使用

なお、精密健康診査を必要とする際には、主に下記の内容について伝えている。

- ・ 精密検査の必要性
- ・ 都内在住者の場合、お住まいの区市町村の保健センター等で「乳児精密健康診査受診票」の申請をすること。
- ・ 精密検査については、自己負担が生じる場合があること。

4	SIDS対策	事業開始	平成10年度
	<p>1 意義・目的 SIDSの予防のために、保護者や保健保育従事者に対して、SIDSについての正しい知識を普及啓発する。 また、SIDSにより子供を亡くすことは、家族にとって精神的影響が大きいいため、適切な支援を行う相談体制を整備する。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談 「NPO法人SIDS家族の会」と連携を図り、電話相談により、精神的支援を行う。 ○平成10年10月から開始 (平成11年度までは母子保健サービスセンターで実施) ○平成13年4月から、より一層の充実を図るため、相談受付時間を延長し、相談対象をSIDS以外の病気、事故、流産、死産等で子供を亡くした家族にも拡大した。</p> <p>相談日 毎週金曜日 (休日・年末年始を除く。) 時間 午前10時から午後4時まで 電話 03-5320-4388</p> <p>(2) 普及啓発カード作成 「赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談」を作成し、区市町村を通じて配布している。</p>		<p>※SIDS (Sudden Infant Death Syndrome : SIDS) (乳幼児突然死症候群) とは それまでの健康状態及び既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査及び解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群 生後2か月から6か月に多く、まれには1歳以上で発症することがある。</p> <p>※SIDSの予防のために、次のことが有効とされている。 ①1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる。 ②できるだけ母乳で育てる。 ③たばこをやめる。</p> <p>※「NPO法人SIDS家族の会」について 流産、死産、SIDS、その他の病気等でお子さんを亡くされた家族を精神的な面からサポートするボランティアグループ ホームページ <a href="http://www.sids.gr.jp/">http://www.sids.gr.jp/</a></p> <p>【根拠法令等】 ・東京都SIDS電話相談事業実施要領（平成12年4月1日付12衛健母第114号） &lt;最終改正 平成31年2月6日付30福保子家第1619号&gt;</p>

5	療育相談	事業開始	昭和26年度
<p>1 意義・目的 身体に障害のある児童や長期療養児に対し、早期に適切な療養上の相談・指導を行い、障害又は疾病の治ゆ、軽減を図る等、当該児童及び家族への支援を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都 特別区・保健所政令市（区部財調） 児童福祉法において、保健所長業務として規定されている。</p> <p>3 対象 ○身体の機能に障害のある児童又は機能障害となるおそれのある児童 ○長期療養児 ア 小児慢性特定疾患児（心疾患、膠原病等） イ その他長期に療養を必要とする疾病のある児 ○地域の関係機関</p> <p>4 実施方法 実施要綱上の都保健所の実施方法 （1）個別相談…専門医等による医学的相談 （2）集団指導…同じ障害や疾患を持つ児童の保護者によるグループ活動等 （3）訪問指導 （4）情報提供・周知啓発</p> <p>※ 島しょ保健所については、平成16年度から専門医の派遣による療育相談を実施（各年度1か所）</p>		<p>【経緯】</p> <p>昭和26年度 事業開始</p> <p>平成9年度から 「療育指導」は「療育相談」に事業名が変更</p> <p>平成10年度要綱改正 ①保健所個別相談 ②保健所集団指導 ③医療機関委託 （都内専門医療機関における視聴覚・言語相談）</p> <p>平成18年度 医療機関委託を廃止</p> <p>平成19年度 八王子市保健所設置に伴い市が実施主体へ（東京都事業対象外）</p> <p>平成23年度 町田市保健所設置に伴い市が実施主体へ（東京都事業対象外）</p> <p>平成26年12月 母子保健医療対策等総合支援事業から削除されたことに伴い、国庫補助金は終了</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第19条</li> <li>・東京都療育相談事業実施要綱（昭和48年4月1日付48衛公母発第8号） &lt;最終改正 平成29年6月8日付29福保子家第35号&gt;</li> </ul>	

6	東京都小児慢性特定疾病児童等 自立支援事業	事業 開始	平成 27 年 1 月
<p>1 意義・目的</p> <p>児童福祉法第 19 条の 22 の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことを目的とする。</p> <p>児童福祉法の改正に伴い、東京都も平成 27 年 1 月から開始</p> <p>2 実施主体</p> <p>東京都 (認定NPO法人難病のこども支援全国ネットワークに委託して実施)</p> <p>3 対象</p> <p>小児慢性特定疾病児童等及びその家族</p> <p>4 実施方法・内容</p> <p>[必須事業]</p> <p>(1) 相談支援事業：ピアサポート、電話指導 (2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談・支援</p> <p>[任意事業]</p> <p>(1) 相互交流事業 (2) その他自立支援事業（遊びのボランティア）</p>		<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第 19 条の 22（小児慢性特定疾病児童等自立支援事業）平成 27 年 1 月施行</li> </ul> <p>[必須事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援：療育相談指導、ピアカウンセリング等</li> <li>(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による各種支援策の利用計画作成、関係機関との連絡</li> </ul> <p>[任意事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 療育生活支援</li> <li>(2) 相互交流支援</li> <li>(3) 就職支援</li> <li>(4) 介護者支援</li> <li>(5) その他自立支援</li> </ul>	



7	母体保護法に関する事務	事業開始	昭和23年度（優生保護法） 平成8年に母体保護法に改正									
<p><b>概要</b></p> <p>母体保護法に係る、母体保護法指定医師や受胎調節実地指導員の指定に関する事務を行う。</p> <p>(1) 指定医師関係事務</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">指定 希望 医師</div> <div style="text-align: center;">申請 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">東京都 医師会</div> <div style="text-align: center;">通知 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">福祉 保健局</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">← 交付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">東京都 医師会</div> </div> <p style="margin-left: 20px;">〔母体保護法指定医師審査委員会において審査〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師の指定は、東京都医師会が行う。</li> <li>・ 指定医師の申請に当たり必要となる、病院の医療機関証明の所管部署は、医療政策部医療安全課（電話 03-5320-4431）である。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">※診療所の医療機関証明の所管は保健所</p> <p>(2) 受胎調節実地指導員指定事務</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">認定 講習 終了者</div> <div style="text-align: center;">申請 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保健所</div> <div style="text-align: center;">申請 →</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">福祉 保健局</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">← 交付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保健所</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">← 交付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">福祉 保健局</div> </div> <p style="margin-left: 20px;">※講習会の認定は家庭支援課で行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査</li> <li>・ 名簿作成</li> <li>・ 指定</li> <li>・ 標識交付</li> </ul> </div> <p style="margin-left: 20px;">特別区、保健所政令市における受胎調節実地指導員指定証の交付等の事務については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」及び「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、特別区、保健所政令市で処理している。</p> <p style="margin-left: 20px;">そのため、特別区に対しては総務局行政部が、保健所政令市に対しては家庭支援課が、事務処理特例交付金を交付している。</p> <p>&lt;手数料&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">受胎調節実地指導員指定証交付</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">4,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受胎調節実地指導員標識交付</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">3,100 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受胎調節実地指導員指定証訂正</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,400 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受胎調節実地指導員指定証再交付</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,800 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受胎調節実地指導員標識再交付</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">2,500 円</td> </tr> </table>		受胎調節実地指導員指定証交付	4,000 円	受胎調節実地指導員標識交付	3,100 円	受胎調節実地指導員指定証訂正	2,400 円	受胎調節実地指導員指定証再交付	2,800 円	受胎調節実地指導員標識再交付	2,500 円	<p>&lt;徴収金の納付について(特別区、保健所政令市)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徴収金を1か月取りまとめた上、翌月10日までに納付書により都に納付する。</li> <li>・ 「事務処理特例により都歳入となる『歳入歳出外現金』の実績報告書」により家庭支援課へ報告する。</li> </ul> <p>※ 受胎調節実地指導員に係る各種申請書等は、福祉保健局のホームページからダウンロードできる。</p> <p>(3) 統計・報告事務</p> <p>&lt;報告の流れ&gt;</p> <p>①人工妊娠中絶数 実施医療機関→東京産婦人科医会→保健所→局(家庭支援課)→国(統計情報部)</p> <p>②不妊手術数 実施医療機関→保健所→局(家庭支援課)→国(統計情報部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母体保護統計報告作成要領により作成</li> </ul> <p>※ 平成14年度報告より「衛生行政報告例」へ統合された。(厚生労働省統計情報部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書の様式</li> </ul> <p>①人工妊娠中絶実施報告書 東京産婦人科医会で様式を用意し配布 (電話 03-5357-1201)</p> <p>②不妊手術実施報告書 保健所で様式を用意し配布</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母体保護法第14条 (医師の認定による人工妊娠中絶)</li> <li>・ 母体保護法第15条 (受胎調節の実地指導) 母体保護法施行令</li> <li>・ 母体保護法第25条 (不妊手術及び人工妊娠中絶の届出)</li> </ul>
受胎調節実地指導員指定証交付	4,000 円											
受胎調節実地指導員標識交付	3,100 円											
受胎調節実地指導員指定証訂正	2,400 円											
受胎調節実地指導員指定証再交付	2,800 円											
受胎調節実地指導員標識再交付	2,500 円											

<p>8</p>	<p>生涯を通じた女性の健康支援事業 (令和4年度より「性と健康の相談センター事業」)</p>	<p>事業開始 昭和32年度 家族計画普及事業 →平成8年度に「生涯を通じた女性の健康支援事業」に組み替え →令和4年度に「性と健康の相談センター事業」に組み替え予定</p>
<p>1 目的 女性特有の身体的特徴や、妊娠、出産等の課題等、女性が抱える様々な支障や悩みに対応するため、相談体制の整備及び相談員の養成を行い、生涯を通じた女性の健康保持増進及び支援を図る。 【令和4年度より】 成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）に基づき、安心・安全で健やかな妊娠出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組）の実施など、需要的確に対応した切れ目のない支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 東京都女性のための健康ホットライン (国要網上是女性健康支援センター事業)</p> <p>ア 内容 思春期から更年期に至る女性を対象に、思春期の性の悩み、避妊、婦人科疾患、更年期障害等について看護師など専門職が相談に応じる。</p> <p>イ 実施方法 民間事業者へ委託</p> <p>ウ 相談日時 月曜日から金曜日 午前10時から午後4時まで (元日を除く。) ※メール相談は随時</p> <p>エ 電話番号 03-5339-1155</p> <p>オ メール相談 ホームページ上の相談フォームに必要事項を記入して送信</p>	<p>(2) 不妊・不育ホットライン (国要網上是不妊専門相談センター事業)</p> <p>ア 内容 不妊・不育に関する悩みについて、経験のある女性ピア（仲間）カウンセラーが相談に応じる。</p> <p>イ 実施方法 民間事業者へ委託</p> <p>ウ 相談日時 毎週火曜日 午前10時から午後4時まで ※令和4年4月から、以下に拡充予定 毎週火曜日 午前10時から午後7時まで 月1回土曜日 午前10時から午後4時まで (休日・年末年始は休み)</p> <p>エ 電話番号 03-3235-7455</p> <p>(3) 妊娠相談ほっとライン (国要網上是女性健康支援センター事業)</p> <p>ア 内容 妊娠・出産に関する悩みについて看護師など専門職が電話とメールで相談に応じる。内容により適切な関係機関を紹介する。</p> <p>イ 実施方法 民間事業者へ委託</p> <p>ウ 相談日時 月曜日から日曜日 午前10時から午後10時まで (元日を除く。) ※メール相談は随時</p> <p>エ 電話番号 03-5339-1133</p> <p>オ メール相談 ホームページ上の相談フォームに必要事項を記入して送信</p> <p>○特定妊婦等に対する産科同行受診支援 「妊娠相談ほっとライン」等に相談された方で、お一人で医療機関の受診やお住まいの区市町村へ相談することに不安を抱える方を対象に、産科医療機関などへの同行支援や初回産科受診料に対する助成を行うとともに、継続的な相談支援等の過程において、対象者の居所が不安定である等の場合の緊急一時的な宿泊場所の確保を行う。</p>	

<p>(4) LINE チャットボット「妊娠したかも相談@東京」</p> <p>ア 内容 若年層からの相談ニーズの高い「妊娠したかも？」の相談に対して、SNSによる相談（LINEによるチャットボット）対応を行い、若年向けにもわかりやすく、タイムリーに相談に対応する。</p> <p>イ 実施方法 民間事業者に委託</p> <p>ウ アカウントID @ninshin_tokyo</p> <p>(5) 妊産婦向け助産師オンライン相談 詳細は P139 参照</p> <p>【経緯】 平成8年、優生保護法が名称変更・廃止され、母体保護法が制定されたことに伴い、優生保護法を根拠とした「家族計画普及事業」が廃止され、本事業に組み替えられた。 ※平成6年にカイロで開かれた国際人口／開発会議において、リプロダクティブヘルス／ライフが基本理念とされたことが背景にある。</p> <p>平成8年</p> <p>①健康教室 ・保健所の思春期教室 ・健康教室・更年期教室・講演会 （社団法人家庭生活研究会に委託実施）</p> <p>②思春期ホットライン（男女対象） （社団法人日本家族計画協会に委託実施）</p> <p>③不妊ホットライン （社団法人日本家族計画協会に委託実施）</p> <p>④相談指導員養成（両団体に委託実施）</p> <p>平成12年 思春期教室が国庫補助対象外となり廃止</p> <p>平成15年 思春期ホットラインを、女性の相談に限定し女性健康ホットラインに。指導員養成は女性健康支援・不妊相談センター事業に</p> <p>平成18年 健康教室・更年期教室、講演会事業終了 （家庭生活研究会への委託終了）</p> <p>平成24年10月 不妊ホットラインを不妊・不育ホットラインに名称変更</p>	<p>平成26年7月 妊娠相談ほっとライン開始</p> <p>令和2年1月 特定妊婦等に対する産科同行受診支援を開始</p> <p>令和2年11月 LINE チャットボット「妊娠したかも相談@東京」開設</p> <p>令和3年1月 妊産婦向け助産師オンライン相談開始（令和4年度以降も、性と健康の相談センター事業として継続予定）</p> <p>令和3年4月 特定妊婦等に対する産科同行受診支援において、未受診者に限らない特定妊婦等に対象者を拡大</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（厚生労働省通知。平成17年8月23日付雇児母発第0823001号）</li> <li>・生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱（平成8年12月20日付8衛健母第1080号） ＜最終改正 平成26年3月14日付25福保子家第1406号＞</li> <li>・特定妊婦等に対する産科受診等支援事業実施要綱（令和元年12月16日付31福保子家第1369号） ⇒ 令和4年度、「生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱」に統合予定</li> </ul>
---	--

9	電話相談「子供の健康相談室」 (小児救急相談)	事業 開始	昭和 62 年度
<p>1 意義・目的</p> <p>母子の健全な育成のため、母と子の健康に関する都民の不安や悩みに対して、保健師や助産師が専門的な立場から必要な助言や相談を行うことを目的として、昭和 62 年 10 月から、保健所等が閉庁した平日夜間の時間帯での電話相談を実施している。平成 16 年 4 月から、相談時間を休日昼間にも拡充し、同年 7 月からは、小児初期救急の前段階で安心を確保するため、小児救急相談（#8000）の機能を付加した。</p> <p>他の相談窓口が充実してきていることを踏まえ、平成 28 年 4 月からは、名称を「子供の健康相談室（小児救急相談）」と変更し、主に小児の救急や健康に関する相談に依拠している。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 実施方法 入札により民間事業者へ委託</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 相談体制</p> <p>区市町村の保健所・保健センターが閉庁する時間帯に、保健師、助産師又は看護師が相談に応じ、必要に応じて小児科医師が対応する。</p> <p>電話相談のため、医師が診断をするものではない。</p> <p>(2) 主な相談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○育児相談</li> <li>○小児救急相談</li> <li>○その他母と子の健康に関する相談</li> </ul> <p>(3) 相談日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○月曜日から金曜日まで（休日・年末年始除く。） 午後6時から翌朝8時まで</li> <li>○土曜日・日曜日・休日・年末年始 午前8時から翌朝8時まで</li> </ul>			<p>(4) 電話番号</p> <p>電話番号 03-5285-8898</p> <p>又は「#8000」（プッシュ回線の固定電話・携帯電話。ただし、ひかり電話・IP電話からはつながらない。）</p> <p>※#（シャープ）8000とは</p> <p>国が、小児救急医療の軽減のために打ち出した、小児救急電話相談（こども医療電話相談）における全国统一電話番号。平成22年7月からは全ての都道府県で実施。</p> <p>* 東京都が事業案内カードを作成し、区市町村の母子保健バッグ等に封入し、普及啓発を図っている。</p> <p>【経緯】</p> <p>昭和62年10月 母子保健サービスセンターで母と子の健康相談室事業開始</p> <p>平成16年4月 土・日・祝日・年末年始の相談開始</p> <p>平成16年7月 #8000の使用開始</p> <p>平成19年9月 #8000の携帯電話での利用開始</p> <p>平成28年4月 事業の民間委託開始</p> <p>平成31年4月 深夜帯の相談開始</p> <p>《参考》 #7119とは</p> <p>東京消防庁が平成19年6月から開始した24時間・年中無休で実施する、救急車利用の適正化を図るための電話相談（P179）</p> <p>○救急相談情報センター</p> <p>#7119（携帯電話、PHS、プッシュ回線）</p> <p>※ダイヤル回線やつながらない地域からは</p> <p>23区 : 03-3212-2323</p> <p>多摩地区 : 042-521-2323</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>・電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談）実施要綱（平成 28 年 3 月 11 日付 27 福保子家第 1321 号） &lt;最終改正 平成 31 年 2 月 15 日付 30 福保子家第 1603 号&gt;</p>

10	TOKYO子育て情報サービス事業	事業 開始	平成13年度
<p>1 意義・目的            少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子育てに関する助言や知識を身近な人から得る機会が少なくなっている中で、安心して楽しく子育てができるよう支援するため、妊娠、子育て及び事故防止等に関する情報をインターネットにより提供する「TOKYO子育て情報サービス」を実施している。</p> <p>2 実施主体            東京都</p> <p>3 実施方法            公益財団法人母子衛生研究会に委託して実施</p> <p>4 提供方法等            ホームページ  <a href="https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/info_service/info-service.html">https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/info_service/info-service.html</a></p> <p>5 情報内容（情報項目数 222 項目）</p> <p>（1）子育てベビーガイド            妊娠や子育て等の情報を「お母さん編」「赤ちゃん編」等で構成（101 項目）</p> <p>（2）子どもの事故防止・応急手当ガイド            季節別、月齢別、場所別の起こりやすい事故、応急手当のポイント等で構成（100 項目）</p> <p>（3）東京都からのお知らせ            母子保健サービスや相談先、各種制度に関係する都の情報提供（21 項目）            ※ 東京都が事業案内リーフレットを作成し、区市町村の母子保健バッグ等に封入し、普及啓発を行っている。</p>		<p>【経緯】</p> <p>平成 13 年 5 月 1 日            音声サービス開始</p> <p>平成 14 年 6 月 1 日            ファクシミリサービス開始</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日            インターネットサービス開始</p> <p>平成 27 年 3 月 31 日            ファクシミリサービス終了</p> <p>令和 2 年 3 月 31 日            音声サービス終了</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>・子育て情報サービス事業実施要綱（平成 13 年 4 月 4 日付 12 衛健母第 685 号）            &lt;最終改正 令和 2 年 3 月 1 日付 31 福保子家第 1928 号&gt;</p>	

11	子供の心診療支援拠点病院事業	事業開始	平成20年度（平成20年7月開始） （平成20年度から22年度はモデル実施）
<p>1 目的 虐待、発達障害、いじめ、不登校、ひきこもりなど、子供の心を取り巻く課題に対応するため、拠点病院を設置し、各医療機関や福祉保健教育関係機関等と連携した支援体制の構築を図る。</p> <p>2 実施方法 東京都立小児総合医療センターに委託 （平成22年2月まで都立梅ヶ丘病院に委託）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）子供の心の診療連携事業 都内の医療機関、児童相談所、保健所、区市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等に対し、精神科治療の現状、症例について情報連絡及び意見交換を行い、子供の心に関与する都内関係機関相互の連携を強化する。</p> <p>（2）子供の心の診療関係者研修事業 医療機関や福祉保健教育関係機関に従事する職員等に対し、子供の心に関する研修を行い、子供の心に関与する都内関係者の知識の向上を図る。併せて、研修の効果的な実施のための教材の開発を行う。</p> <p>（3）普及啓発・情報提供事業 都民、医療機関及び福祉保健関係機関等に対し、シンポジウムの開催、各種情報のホームページへの掲載、印刷物の配布、文献の貸出し等により、子供の心に関する普及啓発及び情報提供を行う。</p>		<p>※ 平成20年度から22年度の3か年においては、モデル実施として行ってきたが、医療機関や福祉保健教育機関等との連携を一層強化するため、平成23年度から本格実施となった。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 母子保健法第5条</li> <li>• 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（平成20年3月31日付雇児発第3310101号）</li> <li>• 子供の心診療支援拠点病院事業実施要綱 ＜最終改正 平成23年8月18日付23福保子家第428号＞</li> </ul> <p>【モデル実施期間の根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの心診療支援拠点病院事業実施要綱（平成20年6月27日付20福保子医第236号）</li> </ul>	

12	母子保健研修	事業 開始	昭和 62 年度
<p>1 意義・目的</p> <p>東京都、区市町村及び都内医療機関等の母子保健医療に従事する職員に対して、最新の母子保健、医療技術等に関する研修を行うことにより、専門知識・技術を習得させ職員の資質向上を図る。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 対象</p> <p>都保健所、区市町村及び都内医療機関等の母子保健医療従事者とする。</p> <p>(2) 開催規模</p> <p>年10回程度</p> <p>(3) 内容</p> <p>最近の母子保健事情を踏まえた研修テーマを設定し、実施する。</p> <p>(4) 周知方法</p> <p>各回ごとに、通知文により周知及び募集を行う。</p> <p>※ 研修日時や内容を、東京都福祉保健局のホームページに掲載</p>		<p>【経緯】</p> <p>平成 17 年度をもって、国の地域保健医療等推進事業補助金が廃止された。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健施策の実施について（厚生省児童家庭局長通知。平成 8 年 11 月 20 日付児発第 933 号）</li> <li>・母子保健研修事業実施要領        &lt;最終改正 平成 24 年 9 月 3 日付 24 福保子家第 628 号&gt;</li> </ul>	

13	医療機関における 虐待対応力強化事業	事業 開始	平成 19 年度
<p>1 概要</p> <p>児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、CAPS※の設置を始め、虐待発見の視点や支援の方法、関係機関との連携等に向けた判断力・対応力強化の支援を行う。</p> <p>2 実施主体</p> <p>東京都</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) CAPS立上げ支援</p> <p>児童相談所が管内の医療機関を訪問し、CAPSの効果や重要性等を直接説明することで、CAPSに対する普及啓発や設置の促進を行う。</p> <p>(2) CAPS設置病院連絡会</p> <p>CAPSを設置している医療機関に対して、効果的な運営や機能向上を目指し、運営方法や工夫等に関する研修や情報交換、課題検討等を行う。</p> <p>(3) 児童相談所による訪問研修</p> <p>CAPS設置予定病院等に対して、院内での理解促進を目指し、児童相談所が協働して院内での研修を行う。</p> <p>(4) 児童虐待対応研修</p> <p>対象：都内の一次～三次医療機関の従事者</p> <p>○基礎講座（年2回程度）</p> <p>これまでに虐待に関する研修の受講歴がほとんどない対象者向け</p> <p>○専門講座（年5回程度）</p> <p>虐待について基礎的な知識を有している対象者向け</p> <p>※ 研修日時や内容を、東京都福祉保健局のホームページに掲載</p>			<p>※ CAPS（Child Abuse Prevention System）</p> <p>院内の児童虐待に対応する複数の部門が、各々の視点から児童虐待かどうか、通告等を行うかどうか等について合議の上判断し、病院としての児童相談所への通告や警察への連絡等を行う組織のこと。院内虐待対策委員会、院内虐待防止委員会等といわれる（医療機関により名称は異なる。）。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止法</li> <li>・児童福祉法</li> <li>・母子保健法</li> </ul>



【経緯】

平成 17 年度

- 「医療機関のための子育て支援ハンドブック～気になる親子に出会ったら～」を作成
  - 内容：医療機関の通告・連絡の重要性、地域関係機関との連携・要保護、個人情報の取扱 等
  - ・区市町村・産科・小児科医療機関に配布
  - ・東京都ホームページにも掲載

平成 18 年度

- 助産師の地域コーディネート力強化事業
  - 母親に妊娠期から関わる助産師を対象に、要支援家庭に関する専門研修を実施

平成 19 年度

- 医療機関における虐待対応力強化事業開始【3年間時限事業】
  - 「CAPS立上げ支援」「医療従事者研修」「ドクターアドバイザーシステム」として実施
- 「かかりつけ医・歯科医のための児童虐待対応ハンドブック」を作成（社会福祉法人子どもの虐待防止センターとの共著）
  - 内容：児童虐待の現状、諸制度、チェックリスト、見分ける視点、対応方法 等
  - ・都内一次医療機関、歯科診療所等に配布

平成 20 年度

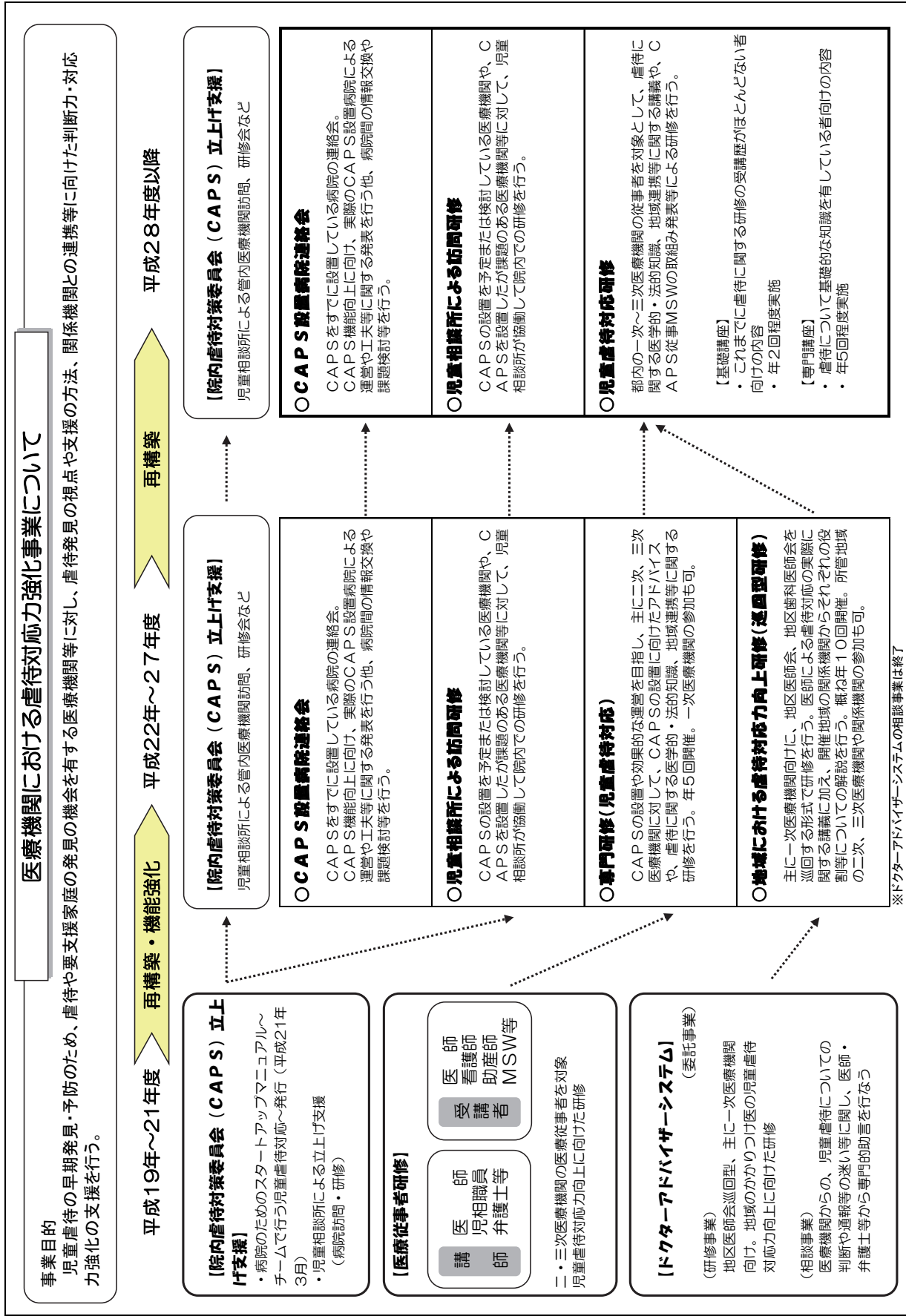
- 「チームで行う児童虐待対応～病院のためのスタートアップマニュアル～」を作成
  - 内容：組織的対応の重要性、組織設置に向けた準備、チェックリストやマニュアルの作成、設置及び運営の実際、組織的対応の強化 等
  - ・都内二次、三次医療機関に配布
  - ・児童相談所による立上げ支援の際に活用
  - ・東京都ホームページにも掲載

平成 22 年度

- 医療機関における虐待対応力強化事業の再構築
  - ・新たに「CAPS設置病院連絡会」を開始
  - ・「ドクターアドバイザーシステム」のうち、研修事業については、地域の関係機関を入れた形で内容を充実させ継続、相談事業は、各児童相談所及び社会福祉法人子どもの虐待防止センターの本来業務として再構築

平成 28 年度以降

- 医療機関における虐待対応力強化事業の再構築
  - ・「専門研修（児童虐待対応）」「地域における虐待対応力向上研修」を、新たに「児童虐待対応研修」として、基礎講座（年2回）、専門講座（年5回）の計7回の研修として再構築



14	乳幼児の事故防止施策	事業開始	—
<p>1 目的</p> <p>乳幼児の死因の上位を占め、救急搬送の主な要因でもある、不慮の事故を防ぐため、保護者等に普及啓発を行うとともに、保健医療福祉従事者へのマニュアル等を作成</p> <p>また、区市町村が行う事故防止の取組に対する支援を行う。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 事故防止教材の作成</p> <p>①リーフレット「子供に安全をプレゼント」 (平成14年度から) 区市町村に著作権承認</p> <p>②チャイルドビジョン(幼児視界体験メガネ) (平成18年度から)</p> <p>③事故防止学習ソフト 「見つけて防ごう!子どもにとっての身近な危険～乳幼児期の事故防止学習ソフト」(平成19年度)</p> <p>※いずれも東京都ホームページに掲載</p> <p>(2) 事故防止教育マニュアルの作成</p> <p>①「乳幼児の事故防止指導マニュアル」 (平成14年度)</p> <p>②「乳幼児の事故防止教育ハンドブック」 (平成19年度)</p> <p>※東京都ホームページに掲載</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第4条(母性及び保護者の努力)</li> </ul> <p>≪関連取組≫</p> <p>○東京都商品等安全対策協議会における取組(東京都生活文化局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供用衣類の安全確保(平成18年度)</li> <li>・折りたたみ椅子等の安全確保(平成19年度)</li> <li>・「ベビー用のおやつ」の安全対策(平成20年度)</li> <li>・子供に対するライターの安全対策(平成21年度)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供用水薬を中心とした医薬品容器の安全対策(平成23年度)</li> <li>・ブラインド等のひもの安全対策(平成25年度)</li> <li>・抱っこひも等の安全対策(平成26年度)</li> <li>・子供に対するボタン電池等の安全対策(平成27年度)</li> <li>・子供に対する歯ブラシの安全対策(平成28年度)</li> <li>・子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策(平成29年度)</li> <li>・子供に対する電気ポットの安全対策(平成30年度)</li> <li>・ベビーゲート等の使用に関する安全確保(令和元年度)</li> </ul> <p>※報告書やリーフレット等による普及啓発を実施 &lt;詳細はホームページ&gt; <a href="https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/">https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/</a></p> <p>○「STOP!子どもの事故」シリーズ</p> <p>東京消防庁の救急搬送データを分析した結果から保護者や周囲の大人が注意を払うことで防げる事故を取り上げ、A4二つ折りのリーフレットとして、事故防止のポイントや応急手当などを東京消防庁ホームページ上に掲載している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①STOP!子どもの事故</li> <li>②STOP!子どもの「窒息・誤飲」</li> <li>③STOP!子どもの「おぼれ」</li> <li>④STOP!子どもの「やけど」</li> <li>⑤STOP!子どもの「はさまれ」</li> <li>⑥STOP!子どもの「転落・墜落」</li> </ol> <p>&lt;ホームページ&gt; <a href="https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/nichijou.html">https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/nichijou.html</a></p> <p>冊子「STOP!子どもの事故」の配布</p> <p>平成27年度より、上記STOP!シリーズをまとめた冊子を各区市町村と連携し、出産、育児を控える方が乳幼児の事故防止として活用できるよう、母子健康手帳交付等に併せて配布している。</p>

15	妊産婦・乳幼児等の防災対策	事業開始	—
<p>1 概要</p> <p>災害時要配慮者である、乳幼児や妊婦等に対しての防災対策を行う。</p> <p>(1) 調製粉乳・哺乳瓶の備蓄</p> <p>東京都地域防災計画に位置付け、調製粉乳と哺乳瓶をランニングストック方式*で備蓄している。</p> <p>被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び区市町村で確保することとし、災害発生後の最初の3日間は区市町村で対応し、都は広域的見地から市町村を補完するため、以後4日分を備蓄することとしている。</p> <p>*ランニングストック方式</p> <p>市場に流通させながら一定量の確保を行う備蓄方式</p> <p>(2) 乳児用液体ミルクの備蓄</p> <p>①乳児用液体ミルクの備蓄</p> <p>乳児用液体ミルクを購入して備蓄している。災害発生時には、保管倉庫から配送し提供する。未使用の場合、賞味期限間近に乳児院へ配送する。（令和2年3月～）</p> <p>②乳児用液体ミルクの調達</p> <p>民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。（平成30年6月～）</p> <p>(3) 妊産婦の救護に関する施策</p> <p>公益社団法人東京都助産師会（旧社団法人日本助産師会東京都支部）との災害時救護協定を締結し（平成19年6月～）、妊産婦、新生児等の災害時の保健指導等の体制を整備している。</p> <p>※ 区市町村も、各地区助産師会等と協定を締結することが可能である。</p>		<p>(4) 母子に関する防災対策の普及啓発</p> <p>○都民向けリーフレット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地震がくる前に子どものためにできること～お母さん・お父さんになったあなたへ」（平成19年3月）</li> <li>・「知っていますか？乳児用液体ミルク」（令和元年8月）</li> </ul> <p>○区市町村・関係者向け冊子</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン」（平成19年3月（平成26年3月改訂））</li> </ul> <p>※東京都福祉保健局ホームページにも掲載</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法</li> <li>・東京都地域防災計画</li> </ul>	

16	子供手帳モデル活用支援事業 (子供家庭支援区市町村包括補助事業)	事業 開始	平成30年度
<p>1 概要 都が平成29年度に作成した子供手帳モデルを活用した、母子健康手帳やアプリ、冊子の作成に対して補助を行い、妊娠期からの切れ目ない支援を推進する。</p> <p>2 実施主体 特別区・市町村（子供家庭支援区市町村包括補助事業の選択事業項目として実施）</p> <p>3 実施方法 子供手帳モデルを活用して、各区市町村が作成する母子健康手帳やアプリ、冊子の作成費等に対し補助を行う。</p> <p>4 補助概要</p> <p>(1) 補助率 1/2</p> <p>(2) 対象事業（補助基準額）</p> <p>ア モデル全体を母子健康手帳の任意様式部分として、国の省令様式と合わせて母子健康手帳を作成する（4,500千円）。</p> <p>イ モデルの主要な内容を既存の母子健康手帳に追加する形で母子健康手帳を作成する（900千円）。</p> <p>ウ モデルの主要な内容を活用し妊産婦や子育て家庭への支援を目的とした冊子を作成する（2,300千円）。</p> <p>エ モデルの主要な内容を活用し妊産婦や子育て家庭への支援を目的としたアプリを作成する（2,400千円）。</p>		<p>【経緯】</p> <p>平成29年度 子供手帳モデルに関する検討会実施 「平成29年度子供手帳モデルに関する検討会報告書」を公表（平成30年3月）</p> <p>平成30年度 「子供家庭支援区市町村包括補助事業」の先駆的事业及び選択補助事業として実施</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子供手帳モデル活用支援事業」の手引き（東京都少子社会対策部家庭支援課）</li> <li>・子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱</li> </ul>	

17	乳児用液体ミルクの普及啓発 (子供家庭支援区市町村包括補助事業)	事業 開始	令和元年度
<p>1 目的 乳児用液体ミルク（以下「液体ミルク」という。）について、災害時の救援物資としての活用を推進するため、都民の理解を促進する。</p> <p>2 実施主体 特別区・市町村（子供家庭支援区市町村包括補助事業の先駆的事业として実施）</p> <p>3 事業内容 液体ミルクに関する普及啓発</p> <p>(1) パンフレットの制作及び配布等による情報発信 液体ミルクの特性や使用方法等について、パンフレットを制作し配布を行うこと等により、液体ミルクの正しい情報を提供する。 なお、東京都が作成するリーフレット（「知っていますか？乳児用液体ミルク」（令和元年8月））等の印刷についても、補助対象とする。</p> <p>(2) 防災イベント等における情報発信 地域の住民を対象とする防災イベント等において、液体ミルクの実際の製品を用いた使用方法の解説等の普及啓発を行う。ただし、既存のイベント等の一部として実施する場合は、液体ミルクの普及啓発に係る部分のみ補助対象とする。</p> <p>(3) 災害時の液体ミルク活用に向けた仕組みづくり 研修会や協議会の開催など、地域における災害時の液体ミルク活用に向けた仕組みづくりを行う。</p> <p>(4) その他の取組 その他、東京都が事前協議において認める取組等を補助対象とする。</p>	<p>4 補助概要</p> <p>(1) 補助率 令和3年度まで 10/10 令和4年度から 1/2</p> <p>(2) 補助基準額 5,000千円</p> <p>(3) 事業期間 先駆的事业による補助は令和元年度から令和3年度までの3年間。令和4年度から一般事業</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健法第5条</li> <li>・災害救助法</li> <li>・東京都地域防災計画</li> <li>・乳児用液体ミルクの普及啓発実施要綱（平成31年3月29日付30福保子家第2054号）</li> <li>・消費者庁「乳児用液体ミルクってなに？」</li> <li>・公益社団法人日本栄養士会「災害時における乳幼児の栄養支援の手引き」</li> </ul>		

18	要支援家庭の早期発見・支援事業 (子供家庭支援区市町村包括補助事業)	事業 開始	平成 20 年度
<p>1 概要 母子健康手帳交付時や新生児訪問時等、ほぼ全数の母子と接点のある母子保健事業の実施機会を活用して、要支援状態にある母子を早期に把握し、適切な支援につなげて、虐待の未然防止を図る。</p> <p>2 実施主体 特別区・市町村（子供家庭支援区市町村包括補助事業の選択項目として実施）</p> <p>3 実施方法 各区市町村により、出生数や事業実施形態等が異なるため、効果が高い方法を選択して実施する。</p> <p>4 補助概要 (1) 補助率 1/2 (2) 基本補助要件（次の5点を実施すること） 補助基準額 2,770 千円 ①スクリーニングの実施 ②スクリーニング未実施者への対応 ③カンファレンスの実施（カンファレンスにはスクリーニングに従事した保健師等を必ず参加させること。） ④外部の医師等を入れた支援協議を定期的実施すること。 ⑤事業全体の効果検証の実施 (3) 加算補助要件（補助基準額） ① 悩みを抱える妊婦支援（601 千円） ② 妊婦健診受診状況把握・フォロー（302 千円） ③ 予防接種未接種者対応（273 千円） ④ 個別健診での早期発見・支援（280 千円） ・基本補助要件を満たしていることが必須 ・一般財源化事業との区分を適切に実施</p>		<p>【経緯】</p> <p>平成 17 年度 要支援家庭の早期発見・予防事業 ○「要支援家庭の早期発見と支援のための母子保健事業のガイドライン」を作成（平成 18 年 3 月） （内容）母子保健事業の特色 事業を活用した要支援家庭の把握方法 ・区市町村に配布 ・東京都ホームページに掲載</p> <p>平成 18 年度 ○地域保健サービス推進事業で採択（先導的 10/10）</p> <p>平成 20 年度 ○医療保健政策区市町村包括補助事業（保健政策部所管）の政策誘導項目として実施 ○「2020年の東京」アクションプログラム事業として位置づけ →都内全区市町村での取組の実施を目指している。</p> <p>平成 25 年度 ○「子供家庭支援区市町村包括補助事業」（少子社会対策部所管）の選択事業に変更し、加算補助要件を追加</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待防止法第 4 条（国及び地方公共団体の責務等）</li> <li>・「要支援家庭の早期発見・支援事業」の手引き（東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）</li> </ul> <p>※要支援家庭とは 保護者の状況、子供の状況、養育環境に何らかの問題を抱え、それを放置することで養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭をいう。</p>	

19	とうきょうママパパ応援事業 (旧：出産・子育て応援事業 (ゆりかご・とうきょう事業))	事業 開始	平成27年度
<p>1 目的</p> <p>全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図る。</p> <p>2 実施主体</p> <p>区市町村（委託可）</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 基本事業</p> <p>全ての妊産婦及び就学前までの子育て世帯を対象に、子育て支援拠点において以下の業務を実施する。</p> <p>ア 妊娠期から子供の就学までの子育て期にわたる母子保健や育児に関する相談に対応する。</p> <p>イ 妊娠中に、保健師、助産師又は看護師が妊婦への面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握する。</p> <p>ウ 支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。</p> <p>エ 妊産婦等に育児パッケージ（子育て用品等）を配布する。</p> <p>オ 必要に応じて支援プランを作成し、きめ細かい支援を実施する。</p> <p>カ 支援プランを作成したケースについて、支援の効果を評価・確認しながら、プランの見直しを行う。継続的な支援が必要な場合は、子供が就学するまで支援する。</p> <p>キ 必要に応じて、訪問によるアウトリーチ型支援を行う。</p> <p>ク 外国人子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう、多言語対応への取り組みを実施する。</p> <p>ケ 障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等を行う。</p>		<p>(2) 任意事業</p> <p>① 産前・産後サポート事業</p> <p>妊産婦等に対して、子育て経験者や専門家等による相談支援を実施する。</p> <p>② 産後ケア事業</p> <p>出産後一年以内の母子等に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。</p> <p>③ 妊娠・出産包括支援緊急整備事業</p> <p>①②に掲げる各事業の実施場所の修繕を行う。</p> <p>④ 子育て世代包括支援センター開設準備事業</p> <p>子育て世代包括支援センターを開設するまでの準備のため、職員の雇上げや協議会の開催等を行う。</p> <p>⑤ 産婦健康診査事業</p> <p>産後うつ予防や新生児の虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。</p> <p>⑥ パースデーサポート</p> <p>1・2歳の誕生日を目安に、子育て支援等の情報提供と家庭状況の把握を行うとともに、育児パッケージの配布、交流会の開催等を通じ、継続的な子育て支援に繋げる。</p> <p>⑦ 産後家事・育児支援事業</p> <p>家事育児サポーターを派遣し、産後の家事・育児を支援する。また、コロナ禍においてヘルパー等のサービスが行き届いていない対象家庭に対し、家事支援用品の購入支援を行う。(家事支援用品の購入支援は令和4年度限りの予定)</p> <p>⑧ 多胎児家庭支援事業</p> <p>多胎児家庭について、母子保健事業にかかる移動経費の支援や、家事育児サポーターの派遣、交流会や相談支援事業等による人的支援、単胎より多く生じる妊婦健康診査受診費用の補助を実施する。</p> <p>⑨ 人材育成</p> <p>⑦⑧を担う家事育児サポーターが、産後の母子や多胎児家庭に寄り添い、適切に指導できるように研修会等を実施する。</p>	



<p>4 事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"><li>•平成 27 年度実施自治体 13 か所</li><li>•平成 28 年度実施自治体 32 か所</li><li>•平成 29 年度実施自治体 41 か所</li><li>•平成 30 年度実施自治体 43 か所</li><li>•令和元年度実施自治体 46 か所</li><li>•令和 2 年度実施自治体 55 か所</li><li>•令和 3 年度実施自治体 58 か所</li></ul>	<p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>•とうきょうママパパ応援事業実施要綱（平成 27 年 5 月 27 日付 26 福保子家第 1628 号）</li><li>•母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</li></ul> <p>※ 「とうきょうママパパ応援事業」は、「出産子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）」を再構築し、令和 2 年度から実施</p>
---	---

20	新型コロナウイルス感染症関連事業
<p><b>■東京都出産応援事業</b></p> <p>1 目的            コロナ禍において、不安を抱えながら出産し子育てをしている家庭を応援・後押しするため、子育て支援サービスの利用や育児用品等の提供を通じて、経済的負担の軽減を図るとともに、あわせて具体的な子育てニーズを把握し、今後の施策へ反映する。</p> <p>2 内容            区市町村を通じて、利用対象者に専用WEBサイトへアクセスするためのID・パスワード入りギフトカードを送付し、利用対象者からの発注に基づき、希望する育児用品、家事育児支援サービス等を利用対象者に提供する。</p> <p>3 事業開始・終了予定時期            令和3年度から令和4年度までの2か年事業</p> <p>4 根拠法令等            ・東京都出産応援事業実施要綱（令和3年3月19日付2福保子家第1940号）</p> <p><b>■分娩前のウイルス検査費用助成及び寄り添い型支援事業</b></p> <p>1 目的            新型コロナウイルス感染症の流行が続き、日常生活等が制約される中で、妊産婦は自身のみならず胎児・新生児の健康等について、不安を抱えて生活をしている状況にあるため、妊産婦の不安を軽減する。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 分娩前のウイルス検査費用助成            2万円を上限に（妊婦1人につき1回まで）都内在住の無症状の妊婦を対象に検査費用を助成する。</p> <p>(2) 寄り添い型支援            助産師や保健師などの専門職が、訪問や電話などで、新型コロナウイルスに感染した妊産婦の方の様々な不安や悩みをうかがい、専門的なケアや育児に関する助言や支援を寄り添いながら実施する。</p>	<p>3 実施主体            (1) は東京都            (2) は東京都及び保健所設置区市</p> <p>4 事業開始・終了予定時期            令和2年9月10日から令和4年3月31日            ※(1)は令和4年6月30日、(2)は令和4年9月30日まで延長予定</p> <p>5 根拠法令等</p> <p>(1) 分娩前のウイルス検査費用助成            ・東京都無症状の妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成事業実施要綱（令和2年9月10日2福保子家第844号）            〈最終改正 令和4年2月22日3福保子家第1980号〉            ・令和2年度母子保健衛生費の国庫補助（令和2年度第二次補正予算分）について（厚生労働省通知。令和2年7月22日付厚生労働省発子0722第1号）            ・令和3年度（令和2年度からの繰越分）母子保健衛生費の国庫補助について（厚生労働省通知。令和3年8月27日付厚生労働省発子0827第4号）</p> <p>(2) 寄り添い型支援            ・令和2年度母子保健衛生費の国庫補助（令和2年度第二次補正予算分）について（厚生労働省通知。令和2年7月22日付厚生労働省発子0722第1号）            ・令和3年度（令和2年度からの繰越分）母子保健衛生費の国庫補助について（厚生労働省通知。令和3年8月27日付厚生労働省発子0827第4号）</p>

<p>■妊産婦向け助産師オンライン相談 (国要網は女性健康支援センター事業)</p> <p>1 目的 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い増大している妊娠期から産後の心身の不調や育児不安、産後うつ等のリスクに対して、より一層寄り添った相談対応を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 内容 妊産婦及び家族を対象とした助産師によるオンライン相談窓口を実施する。 特定妊婦等、区市町村による継続的な支援が必要と認められる相談者については、相談者が住民票を有する区市町村に引継ぎを行う。</p> <p>4 実施方法 公益社団法人東京都助産師会に委託</p> <p>5 相談日時 月曜日から土曜日 午前9時から午後7時まで 日曜日及び祝日 午前11時から午後4時まで ※令和4年4月から以下に変更予定 月・水・金・土曜日 午前10時から午後5時まで (年末年始を除く。) (完全予約制)</p> <p>6 事業開始・終了予定時期 令和3年1月4日から令和4年3月31日 ※令和4年度以降も、性と健康の相談センター事業の一環として継続予定</p> <p>7 根拠法令等 ・母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(厚生労働省通知。平成17年8月23日付雇児母発第0823001号) ・生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱(平成8年12月20日付8衛健母第1080号) ＜最終改正 平成26年3月14日付25福保子家第1406号＞</p>	<p>■妊産婦向け助産師訪問・電話相談</p> <p>1 目的 新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が進むなど、感染を取り巻く状況に変化はみられるものの、いまだに収束が見通せない状況にあり、長期化するコロナ禍において、ワクチン接種による胎児への影響や授乳の安全性など、妊産婦の方々が抱える不安が多様化している。 こうした不安に対応できるよう、助産師や保健師等が妊産婦の相談に応じ、様々な不安や悩みを傾聴し、健康管理や育児に関する助言等を行う。</p> <p>2 実施主体 東京都</p> <p>3 内容 原則として、新型コロナウイルスに感染していない妊産婦に対して、訪問または電話による相談対応を行う。 特定妊婦等、区市町村による継続的な支援が必要と認められる相談者については、相談者が住民票を有する区市町村に引継ぎを行う。</p> <p>4 事業開始・終了予定時期 令和3年12月1日から令和4年3月31日まで ※令和4年6月30日まで延長予定</p> <p>5 根拠法令等 ・母子保健医療対策総合支援事業(令和3年度補正予算分)の実施について(厚生労働省通知。令和4年2月4日付厚生労働省子発0204第3号)</p>
--	--

21	令和4年度開始予定新規事業
<p>■東京ユースヘルスケア推進事業</p> <p>1 目的        国の「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和3年2月閣議決定）により、男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケアに関する体制整備が求められている。        これを受け、中高生等の思春期特有の悩みや妊娠を考える男女を対象とした健康管理などについて、相談の実施方法や医療機関との連携等の体制整備を検討する。</p> <p>2 事業内容        (1) 都の委託事業        (医療機関やNPO 法人等へ委託して実施)        中高生等の思春期特有の健康上の悩みや妊娠を考える男女を対象とした健康管理などについて、相談の実施方法や医療機関との連携、受診支援のあり方等を検討        (2) 区市町村への支援        思春期等において、妊娠適齢期や婦人科疾患等に関する相談支援、健康教育、普及啓発の実施        ※相談支援を実施する場合は補助率 10/10。        普及啓発、健康教育のみを実施する場合は補助率 1/2（令和4年度から3年間）</p> <p>3 実施主体        (1) 東京都        (2) 区市町村</p> <p>【根拠法令等】        ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針</p> <p>【経緯】        令和4年度        医療保健政策区市町村包括補助事業における「思春期から更年期までの母性保健向上事業」を拡充し、単独補助事業を立ち上げる予定</p>	<p>■とうきょう子育て応援パートナー事業</p> <p>1 目的        妊娠期から就学期にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする「とうきょう子育て応援パートナー制度」を創設し、安心して子育てができる環境を整備する。</p> <p>2 実施主体        東京都</p> <p>3 事業内容        (1) 有識者を含めたワーキンググループを開催し、とうきょう子育てパートナー制度を検討        ○検討内容        ・とうきょう子育て応援パートナー制度の基盤整備(子育て・母子部門の連携の仕組みづくり)        ・とうきょう子育て応援パートナー制度を担う人材の役割、必要なスキル、支援対象、必要な人員体制等        ・要支援妊婦の共通アセスメント基準、支援対象に応じた支援プランの作成の方法        ・主な在宅支援サービスの実施状況を調査(例：ショートステイ、養育支援訪問事業(家事育児援助)等)</p> <p>(2) ワーキンググループで検討するとうきょう子育て応援パートナー制度を担う人材の役割や必要なスキルに基づき、研修を実施するための養成プログラムを作成し人材育成を実施        ○想定される養成プログラムの内容        R4：養成プログラム作成        ・保護者と関係性を構築するための面接技術の習得        ・当事者性の理解の習得（妊産婦を支える視点の習得）</p> <p>【根拠法令等】        ・とうきょう子育て応援パートナー事業実施要綱</p>